

Title	「イギリス中世史研究最近の成果」：主として政治史、憲法史関係の文献について
Sub Title	
Author	森岡, 敬一郎(Morioka, Keiichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1955
Jtitle	史学 Vol.28, No.1 (1955. 4) ,p.120- 125
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	海外史壇紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19550400-0120

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

海外史壇紹介

「イギリス中世史研究最近の成果」

——主として政治史、憲法史關係の文献について——

森岡敬一郎

戦時中又戦後の海外諸國の研究活動については、我々の智識は殆んど皆無であつたと言つてよく、このために、我々の研究上障害を被ること少しとしない。幸にもペロワ教授(Edouard Perroy)が *Revue historique*; tome CCIII, fasc. II (Avril-Juin 1950) 及び同誌 tome CCVIII, fasc. II (Oct.-Déc. 1952), tome CCIX, fasc. I (Jan.-Mars. 1953) に連載した「中世イギリス史研究」紹介、論評の記事を基として、この分野の研究の概要の傾向を示すべき若干の著書につき解説を加へて見た。論述に際しては、私見を出來得る限り避けたが、*American Historical Review*, *English Historical Review*, 或は *Revue historique*, *Speculum* 等の權威ある雑誌の書評によつて補足を加へた個所もある。

一、概説書

戦時中は、我國に於けると同じく、文献の發見公刊といつた根

本的研究活動は殆んど行はれなかつたが、斯界の大家が既得の智識の上に立つて概説の筆を染めることが二三認められる。その内最も權威あるとせられてゐるのは、

G. O. Sayles, *The Medieval Foundations of England*,

London, 1948 in-8° XI-480p.

であらう。本書は、サクソン人の侵入より第十三世紀末、エドワード一世即位までを取扱つてゐる。彼は一般讀者より稍高い程度の人々を對象としてゐるために、原史料からの註は多くなく、時には彼自身の獨創的見解を犠牲にしても、出來得る限り通説を採用してゐる(例へばドゥームスデイ・ブックの項など)。しかし眼を廣くヨーロッパ全體に向け大陸の政治、文化、宗教上の諸動向との關聯に留意しつつ、比較的短いページの中で、イギリス中世史の基本問題につき極めて明確な説明が下されてあつて、初學者の入門書としては絶好のものと考へられてゐる。特に優れてゐるのは第十三世紀の議會及び憲法、社會構造を論ずる箇所で、ここでは彼の長年の研究の成果が極めて理解し易い姿で積極的に述べられてゐる。反對にヨーロッパ大陸との交渉を取上げた部分、特に宗教問題については、二三の誤りも指摘せられてゐる。此れと並んで、

Helen Cam, *England before Elizabeth*,

London, 1950, in-12°, XII-184p

が擧げられる。著者のカム女史はイギリス中世行政史、地方制度史の大家であることは周知の通りである。従つて本書も極めて社會史的な色彩が強く、中世イギリス史の底にある連續性はつきりと強調されてゐる。前書より更に小さく、Hutchinson's Universal Library 中の一冊に過ぎず、もとより學問の通俗化を目指して書かれたものではあるが、内容的には前書と共に類書中抜群のものであるばかりではなく、單に通俗書として捨て去り得ないものを持つてゐる。

二、時代史

以上が一冊で完結する概説書中好評のものである。次に同じく概説書とは言へ、稍大部な、内容からも中世史の全體にわたらず、その各時期を取上げてゐるものを少しく紹介して見たい。その第一は、

Frank Stenton, Anglo-Saxon England,
Oxford, 1948, (2nd edition), in 8°, X-748.
(Oxford History of England, Vol. II)

である。本書は、史料そのものが極めて少く、しかもその信憑性の乏しい時代についての堅實な良い概観を興へてゐると言はれてゐる。その敘述は徒に細部の論争にかかはらず、一般性と穩健とを念としてゐる。しかしサクソン人定住の問題、又一〇六六年の年代考察については積極的に自説が展開せられてゐる。

海外史壇紹介

A. L. Poole, From Domesday Book to Magna Carta,

Oxford, 1950, in 8°, XVI-541p.

(Oxford History of England, Vol. III)

本書は一〇八七年より一二一六年に及ぶ間のイギリス史を、その根柢をなす社會の構造、並にその變化に注目しつつ述べたもので、比較的研究の進んでゐないスコットランド、ウェールズ、アイルランドや大陸諸領についても適確な説明が加へてある。しかし一憲法史家の指摘するやうに、主力が事件の敘述に置かれ過ぎてゐる、説明の態度にオポテュニスマ的な要素が強調され過ぎてゐること、又事件の背後にある理念に注意が充分に拂はれてゐない弊があるとも考へられる。

以上の他、Pelican Books の中に、

Pelican History of England, 8 vols が設けられ、中世の部分と
つゞけ

Dorothy Whitelock, The Beginnings of English Society

Mary Stenton, English Society in the Early Middle Ages
1066-1307

A. R. Myers, England in the Late Middle Ages

の三冊が刊行されてゐる。この内最後のマイヤーズの著書は、Oxford History of England が今日尙中世末期の部分を刊行してゐない故に、最新の概説として参見するに價するものと思はれ

る。

三、研究書

次に研究書に移つて行きたい。紹介者の關心がノールマン朝以後の政治史もしくは社會史にある爲、上記書評から、ピットマツプする場合に、この方面のものに偏つたと思はれるが、御諒承下さるる様に御願ひする。

(1) ノールマン征服以前

H. M. Chadwick, *Early Scotland. The Picts, the Scots and the Welsh of Southern Scotland*,

Cambridge, 1949. in 8°. XXXI-171 p.

本書はチャドウィックの最後の書であり、第八世紀以前のスコットランド住民の状態についての研究書である。君主表、英雄傳説、聖人傳等と僅かな考古學的材料とに基いて書かれた本書の結論は近き將來改訂せられるであらうとは評せられてゐるが、この困難な問題への一の解答としては貴重なものであらう。尙、この他に、この時期に關しては

W. Levison, *England and the Continent in the Eighth Century*,

Oxford, 1946. in 8°. XII-323 p.

の如きは重要と思はれるが、ペロワが取上げてゐないので割愛する。

(2) ノールマン朝以後

第一に擧ぐべきは

Maurice Powicke, *King Henry III and the Lord Edward*
The Community of the Realm in the Thirteenth
Century, Oxford, 1947 2vols. in 8°. VIII-858p.

の大著である。ポウウィックは、この時期の歴史について直接史料の讀破から得た豊富な智識を有し、又その視野は廣く且つ洞察力に豊んでゐる。彼によれば、第十三世紀イギリス政治史は、the Community of the Realm と彼の呼んでゐる一の集團意識の發展という觀點から統一されなければならない。この Community of the Realm なるものは、封建社會の基礎の内に根柢を有すると同時に、一方に於いては夫を超越し、法の支配、共通の利害、正義という王朝的な理念にもつらなるものである。著者自ら本書を社會史と稱してゐるが、それは決して社會構造の研究、もしくは社會の物質的基礎の研究とは考へられてはならない。上述の一種の集團意識發展の研究の意味に於いての社會史なのである。かかる視點よりすれば幾多の事實に新しい意味が賦與せられるに至つた。例へば、ヘンリー三世未成年時代の評價、又一二五八―六七年の危機よりもむしろ一二三二―一二三四年のピエール・ドゥ・リヴオー (Pierre de Rivaux) を重視する考へ方等、幾多の例を擧げることが出来る。要するに本書は近年に於けるイギ

リス中世史關係の最高の收穫の「レグニシテム」である。

T. F. T. Pucknett. *Legislation of Edward I*,
Oxford, 1949. in-8°. XX-163p.

彼は本書に於いてエドワード一世と封建制度との關係についての研究を行つてゐる。彼によれば、エドワード一世と封建制度との關係を従前の歴史家の如く、矛盾對立の關係と見做すことに反對してゐる。このことは、カム女史が既に *Quo Warranto* について立證した所であるが、プラクネットは更に、*Quia Emptores* にも研究の手を伸ばし、エドワードの對封建勢力法令の精神を捉へようとしてゐる。彼は、エドワードがこれらの立法活動を通じて、單に王の所有權擁護を策したのではなく、所有權一般を安定せしめることを目的としたものであることを明らかにしてゐる。ペロワの見る所によれば、商法關係の部門に稍缺點があると言はれてゐるが、従來の王權對封建制度についての見解に、實證研究に基いて果敢な批判を試みたことに大に意義を認めなければならぬと思ふ。

尙、法學者であるプラクネットが中世社會を取扱ふ場合に柔軟な態度を探り、『封建的主權者』『封建王政』の如き表現を用ゐてゐることは、後述ウキルキンソンが歴史家であり乍ら嚴格な概念の區別を貫徹しようとしてゐるのと好い對照をなすと云つてよい。

海外史壇紹介

Sydney Painter, *The Reign of King John*,

Johns Hopkins Univ. Press. 1949. in-8°. VIII-297p.

本書は二冊よりなる研究の第一部である。純然たる政治史である。社會生活の研究は第二部に豫定されている。シャルル・プティデュタインヌ (*Charles Petit-Dutaillis*) の心理主義的な解釋に對する批判であると言へよう。治世初期のロンとの關係、行政擔當要員の構成、一二〇七年までの行政手續、教會對國家の衝突、所謂彼の暴君政治が次々に取上げられてゐる。これを通じて彼の指摘せんとした所は、行政機構の示す連續性であり、その持續的進歩である。王は常に行政の中樞を占め、又、彼の治世の下に行政機構の確立は着々と進められて行くのである。換言すれば王政の一時的な混亂と行政制度そのものの解體又は弱體化とは嚴に區分して考へねばならないと言ふのである。王の行政制度確立を導くに至つた最大の原因は王の食欲であると言つてゐる。極めて示唆に富み又堅實な基礎に立つと言つてよいが稍無意味乾燥の感はまぬかれないと言はれてゐる。

次にランカスター朝時代を取上げた小著紹介して置く。

E. F. Jacob, *Henry V and the Invasion of France*,

London, 1947. in-16°. XIII-207p. (*Teach Yourself History*).

本書は小著作ら、深い研究を背景に持つ優れた入門書と稱せら

れてゐる。但し嚴密な意味では通俗書である。

Betrie Wilkinson, *The Constitutional History of England*.
1216-1399.

Vol. I. *Politics and Constitution 1216-1307*. London, 1948.
in-8°. XIX-240p.

Vol. II. *Politics and Constitution 1307-1399*. London, 1952.
in-8°. VIII-327p.

本書は元の計畫ではイギリス憲法史上の重要な史料の英譯集と言つたものであつたのが、史料の説明並に時代の説明をも含む現在の如き姿になつた。本書の著者は歴史家であり乍ら、やや概念的な偏向を有し、その所論は必しも一般にそのまま受容せられることはない。例へば彼の立論の基礎としてゐる「二の概念」*negocia regis* (王のみが裁定者)と*negocia regni* (國民全體に關係する事象)については、王が國民の代表をも加へて決定する。)との對立がこの時代特にヘンリー三世時代の説明原理として何處まで妥當するか否か、シモン・ドウ・モンフォールの憲法上の地位が過大に評價されてゐないか。*magnum concilium* (封建的外被を有するが、ゲルマン傳統の古い制限王制の觀念を表はすものである。)と*concilium regis* (王の咨問機關)との區別が當時存立したか否か、と言つた點が、疑點として浮上つて來る。彼の思考は著しく形式主義的で、やや概念法學的色彩が感ぜられ、ここに彼

の著作の諸缺點發生の根源があるのである。

J. F. Williard, W. A. Morris, J. R. Strayer.
The English Government at Work 1327-1336,

Vol. II *Fiscal Administration*
The Medieval Academy of America, 1947. in-8°.
VIII-280p.

この書の内では、ストーンイヤーが百年戰爭直前の財政状態を綜觀してゐる。當時の收入は十分の一税、御用金を加へても、入〇〇〇〇スターリング・リーヴルで積極的な政策には無理であつたことを立證し、キリスは、シェリフの研究を「ミルス、ジョンソン、ラントは租稅取立の問題を取上げてゐる。」

J. F. Williard, W. A. Morris, & W. H. Dunham.

The English Government at Work. 1327-1336,
Local Administration and Justice.
The Medieval Academy of America, 1950. in-8°.
XVIII-285p.

本書は地方行政と司法とを取扱ふのであるが、その中核をなすシェリフ制は既に第一卷に取扱はれてゐる。本卷に於いては、テイラーが *justice of assize* を、ネイルズンが *court of common plea* を(但し、これは極めて不充分)、カムがシェリフの下僚を「ヘアドウダーザルツマンが貨幣とその鑄造の問題を取上げてゐる。」

B.C.Keeney, Judgement by Peers,

Camb., Mass., 1949, in-8°, (XII)-191p.

これは問題の主眼をイギリスに置いてあるが、視野を廣くヨーロッパ一般に向けた比較研究である。彼の立場はプティデュタイスに反対し、本書の核はマグナ・カルタ三九條の研究である。彼の結論としてゐる處は、この種の裁判方法はバロン相互間のみ妥當し、王と臣下との間の訟訴には適用されない。マグナカルタの適用を監視する「二十五人委員會」は pairs であつたことが指摘されてゐる。一二一五年より中世末までの時期については簡単に觸れてあるのみである。

最後に最近物故したアメリカの中世史家ラプスレーの遺稿が出版せられたことを述べて置く。

Gallard T. Lapsley, Crown, Community and Parliament
in the Later Middle Ages,
Oxford, 1951, in-8°, XV-240.

この内には、一九三八年以前のイギリス政治制度のビブリオグラフィヤ、ヨーク條令の研究等の雑誌論文が所収されてゐる。

以上中世イギリスの政治史、憲法史關係の著書を、ペロワの書評を基礎として紹介した。同じく政治史、憲法史等の領域に於いても優れた雑誌論文、原史料の翻刻もあるが、今回は割愛させて頂きたい。

海外史壇紹介

前號 正誤表 (二)

頁	段	行	誤	正
六八		1~2	を置いて考察して見た いと思ふ。	を置いて考察して見た い。
六九		1	Henry, III	Henry III
七〇		12	France	フランス
七五		13~14	Et su le hante justice, et sun tofes antres gens.....	を削除
七九		3	この世に於いて罪を擔 つてゐた Jesus Chris- tus が	この世に於いて生を受 ける定めとなつてゐた Jesus Christus が
九一	下	3	近百年卒	近百年來
九二	下	13	集禮研究	集團研究
二四	下	3	外記高忠君	井原高忠君
〃	〃	20	三田史學會昔話	史学会昔話
目次	一	1	第二十四卷	卷第二十六卷
		3	傳記	傳説